

# 松戸市農業委員会総会議事録

令和4年3月11日

令和4年松戸市農業委員会3月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和4年3月11日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	加藤一郎	3番	齋藤香
5番	山室一美	6番	山口輝雄
7番	岩佐忠夫	8番	椿唯司
9番	鈴木榮一	10番	渡邊洋子
11番	湯浅孝一	12番	杉浦昌平
13番	松戸英樹	14番	杉浦勇司
明・矢切区域	戸張嘉宣	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	小暮俊
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	横山定勝
馬橋・小金区域	湯浅清		

1. 欠席委員

2番	加藤正芳	15番	渡邊慶弘
----	------	-----	------

1. 関係課出席職員

農政課長 加藤 広之

1. 事務局出席職員

事務局長	岡野 衛	事務局長補佐	榑 孝弘
主幹兼係長	古山 和幸	主幹兼係長	武井 博子
主任主事	花村 理恵		

開会 午後 3時00分

議 長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和4年3月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が12名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議事録署名委員を指名いたします。

議席番号3番齋藤香委員、議席番号5番山室一美委員の両委員を指名いたします。

よろしく申し上げます。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出についてご報告します。

傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんので、早速議事に入ります。

---

◎議案の提出

議 長 本日の議案は第1号から第2号となっております。

なお、報告事項につきましては、第1号から第6号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

---

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長よろしく申し上げます。

農政課長 農政課の加藤です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきましてご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利

用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は新規設定案件6件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、水色の冊子でお配りしている参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は上矢切、現況地目は畑で、面積は1,040平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

**議 長** ただいま、農政課長より議案第1号の1番につきまして内容の説明がございました。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、平川委員。

**平川推進委員** 推進委員の平川です。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりました。原案に賛成したいと思います。

**議 長** ただいま平川委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

**議 長** ご意見ないようでございますので、原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、2番について、農政課長よろしく願いいたします。

**農政課長** 続きまして、議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の3ページから5ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は上矢切及び中矢切、現況地目は畑で、面積は1,489平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、エダマメ、ハウレンソウを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 長 ただいま農政課長より議案第1号の2番について、内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、鈴木委員。

鈴木委員 議席番号9番の鈴木榮一でございます。

農政課長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。

議長 長 ただいま鈴木委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3番について、農政課長よろしくをお願いいたします。

農政課長 続きまして、議案第1号3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の7ページ、8ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は中矢切、現況地目は畑で、面積は518平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、カブを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 長 ただいま農政課長より議案第1号の3番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、岩佐委員。

岩佐委員 議席番号7番、岩佐忠夫です。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりました。私は賛成したいと思いますので、お諮りください。

議長 長 ただいま岩佐委員より原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、4番について、農政課長よろしく願いいたします。

農政課長 続きまして、議案第1号4番をご説明いたします。

議案書1ページの4番、参考資料の9ページから11ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は上矢切、現況地目は畑で、面積は840平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、カブを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の4番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、鈴木委員。

鈴木委員 議席番号9番、鈴木榮一です。

農政課長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。

議 長 ただいま鈴木委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番については原案のとおり決定をいたしました。

続いて、5番について、農政課長よろしく願いいたします。

農政課長 続きまして、議案第1号5番を説明いたします。

議案書2ページの5番、参考資料の13ページから17ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は上敷、現況地目は畑で、面積は2,428平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、エダマメ、カブを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま農政課長より議案第1号の5番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

**湯浅委員** 議席番号11番、湯浅孝一です。

農政課長の説明でよく分かりました。原案に賛成したいと思います。

**議 長** ただいま湯浅孝一委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

**議 長** ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の5番につきましては原案のとおり決定をいたしました。

続いて、6番について、農政課長よろしくお願いいたします。

**農政課長** 続きまして、議案第1号6番をご説明いたします。

議案書2ページの6番、参考資料の19ページ、20ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は大橋、現況地目は畑で、面積は1,219平方メートルでございます。利用権の種類は使用賃借権、期間は3年の設定でございます。

借受者の方は、エダマメを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま農政課長より議案第1号の6番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

**松戸委員** 議席番号13番、松戸英樹です。

ただいま農政課長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。よろしくお願

たします。

議 長 ただいま松戸委員より、原案に賛成との意見がございました。  
ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。  
原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。  
それでは、全会一致と認め、議案第1号の6番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。  
農政課長は公務のため、ここで退席となります。  
ありがとうございました。

(農政課長退席)

---

### ◎議案第2号

議 長 それでは、議案第2号の1番、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

第2審査会第2審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

**第2審査会第2審査班座長** 議席番号10番、渡邊洋子です。

去る3月1日火曜日、議案第2号の審査のため第2審査会第2審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、山口輝雄職務代理をはじめ、加藤一郎農業委員、平川正俊推進委員、湯浅清推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

議案書の5ページ、議案参考資料については21ページから22ページになります。申請地



の位置については、議案参考資料の21ページのところでございます。

申請地は2筆で、面積は932平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

譲受人の申請理由は、経営規模の拡大です。

譲渡人の申請理由は、高齢で耕作が困難なためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

経営面積は4,555平方メートルであり、許可条件である50アールを超えています。

また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む家族2人で600日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

所有する農機具については、トラクター1台、動噴1台、貨物自動車1台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、エダマメ、ハウレンソウ、コマツナの栽培を行うとのことです。

以上、審査会では、議案第2号の1番について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはないこと、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと思慮できること。これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしく申し上げます。

**議長** ただいま渡邊洋子座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

**横山推進委員** 推進委員の横山定勝です。

ただいまの説明で大変よく分かりました。ご審議をお願いします。

**議長** ただいま横山委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、本委員会として許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

**議長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番は許可することに決定をいたしました。

---

### ◎報告事項

**議 長** 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

**事務局** 報告事項に入る前に、お伝えしたい事項がございます。

お手元にお配りしましたピンク色の表紙、農業委員会の法令遵守の申合せ決議資料をご覧ください。

農業委員会の法令遵守の申合せ決議の実施及び今後の対応について、1ページ目に、一般社団法人千葉県農業会議会長から市町村農業委員会会長宛てにきた依頼の通知があります。

このことについては、全国農業委員会ネットワーク機構からも依頼が先立って出ており、4ページ、5ページの新聞記事のとおり、令和元年に他自治体における農業委員会会長が農地転用に係る収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生しました。

農業委員会は、法令遵守により公正公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努め、綱紀粛正の徹底を図っていくことについて改めて確認いたします。

農業委員会における法令遵守について、秘密保持義務及び個人情報保護につきまして、身近な事例をご紹介します。総会の議案書に記載されている農地転用に係る申請者、申請地の所在、転用目的等がこれに当たります。

6ページ、7ページをご覧ください。これは、総会で傍聴があった場合に配付する傍聴人用の資料です。今申し上げましたとおり、議案の具体的な内容はお渡ししておりません。あわせて、水色の参考資料もお渡ししておりません。したがって、農地転用内容を第三者に漏らすことは法令遵守違反となり、場合によっては罰せられることも考えられます。

法令遵守については一昨年より皆様に呼びかけているところですが、改めてご確認いただきたく存じます。

法令遵守については、以上です。続きまして、報告事項に入ります。

それでは、議案書7ページ報告1事項1から17ページの報告事項6についてご報告させていただきます。

まず、7ページ、報告事項第1 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、相続による所有権移転により1件の届出を受理しました。

なお、斡旋希望はありませんでした。

次に、9ページから10ページ、報告事項第2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、10ページに記載のとおり、1月分として、田1件、353平方メートル、畑13件、6,547平方メートル、合計14件、6,900平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、11ページから12ページ、報告事項第3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、12ページに記載のとおり、田2件、3,237平方メートル、畑13件、3,550平方メートル、合計15件、6,787平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、13ページ、報告事項4 農地の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、3件を県知事宛て送付しました。

次に、15ページ、報告事項5 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より照会があり、2件の非農地回答をしました。

次に、17ページ、報告事項6 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり引き続き農業経営を行っている旨の証明書4件を交付しました。

事務局からの報告事項は以上です

議 長 ありがとうございます。

---

#### ◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和4年3月総会を終了いたします。

閉会 午後3時30分